

## 海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）の一部改定案について

令和7年3月

九州運輸局 海事振興部 旅客課

### 1. 海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）について

海上運送法（以下「法」という。）では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をしています。

この「指定区間」に係る一般旅客定期航路事業の許可及び当該航路に係る船舶運航計画等の変更にあたっては、法第4条第1号乃至第5号のほか、第6号の「当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること」の基準に適合することが必要となっています。

この法第4条第6号に係る審査の具体的基準として「指定区間」毎に「サービス基準」が設定されています。

「サービス基準」は、国土交通大臣から委任を受けた地方運輸局長が設定し公示していますが、毎年、各県に対し意見の照会を行い、取り纏めた意見を踏まえて、必要に応じて改定を行っているところです。

なお、当該基準は離島住民の生活に必要な輸送を確保する観点から、最低限維持すべき輸送サービスの水準を定めるものとなっています。

### 2. 「審査基準（サービス基準）」改定案の内容及び理由

（添付の別表「審査基準（サービス基準）の改定内容（案）」をご参照下さい。）

熊本県と鹿児島県にまたがる指定区間「牛深<sup>うしぶかくらのもと</sup>蔵之元」

#### （1）二 地 点 間

牛深港と蔵之元漁港との間

#### （2）改定の内容

指定区間の新規指定に伴い、サービス基準を設定するもの。

※今般、意見を募集するのはサービス基準（別表赤枠部分）となります。

指定区間名（別表青枠部分）については関係県知事の意見を伺っており、必要な手続きは完了しておりますので、意見公募の対象ではございません。

（3）改定の理由：熊本県から「牛深港～蔵之元漁港間は船舶以外の交通機関によることが著しく不便であり、現状において、船舶により日常生活や社会生活に必要な輸送が行われているもの」として指定区間の新規指定要望があり、かかる区間についてサービス基準を設定する必要があるため。

### 3. 改定施行予定

令和7年6月

## 海上運送法第4条第6号の審査基準

|    |       |     |     |    |       |     |     |
|----|-------|-----|-----|----|-------|-----|-----|
| 設定 | 平成12年 | 4月  | 3日  | 改定 | 平成22年 | 3月  | 25日 |
| 訂正 | 平成12年 | 9月  | 22日 | 改定 | 平成23年 | 11月 | 18日 |
| 改定 | 平成13年 | 11月 | 2日  | 改定 | 平成24年 | 1月  | 23日 |
| 改定 | 平成14年 | 6月  | 13日 | 改定 | 平成24年 | 2月  | 16日 |
| 改定 | 平成16年 | 4月  | 1日  | 改定 | 平成24年 | 9月  | 12日 |
| 改定 | 平成16年 | 4月  | 20日 | 改定 | 平成25年 | 2月  | 25日 |
| 改定 | 平成17年 | 4月  | 1日  | 改定 | 平成25年 | 9月  | 11日 |
| 改定 | 平成18年 | 3月  | 13日 | 改定 | 平成25年 | 12月 | 6日  |
| 改定 | 平成18年 | 3月  | 31日 | 改定 | 平成26年 | 3月  | 19日 |
| 改定 | 平成18年 | 8月  | 23日 | 改定 | 平成26年 | 12月 | 10日 |
| 改定 | 平成18年 | 12月 | 14日 | 改定 | 平成27年 | 12月 | 22日 |
| 改定 | 平成18年 | 12月 | 22日 | 改定 | 平成29年 | 4月  | 20日 |
| 改定 | 平成19年 | 2月  | 15日 | 改定 | 平成30年 | 6月  | 5日  |
| 改定 | 平成19年 | 3月  | 30日 | 改定 | 令和3年  | 5月  | 12日 |
| 改定 | 平成19年 | 6月  | 22日 | 改定 | 令和3年  | 12月 | 9日  |
| 改定 | 平成20年 | 3月  | 12日 | 改定 | 令和4年  | 5月  | 17日 |
| 改定 | 平成20年 | 4月  | 24日 | 改定 | 令和5年  | 3月  | 8日  |
| 改定 | 平成20年 | 10月 | 24日 | 改定 | 令和6年  | 3月  | 15日 |
| 改定 | 平成21年 | 6月  | 17日 | 改定 | 令和6年  | 12月 | 5日  |
| 改定 | 平成21年 | 10月 | 16日 | 改定 | 令和    | 年   | 月 日 |

海上運送法第2条第14項※の規定に基づく指定区間（運輸省告示第175号、平成12年4月3日付け）に関わるもの（平成12年10月1日から施行）

※令和7年4月1日以降の海上運送法による条項。令和7年3月31日までは第2条第11項。

法律名 海上運送法

項目 海上運送法第3条（一般旅客定期航路事業の許可）第1項

第11条（事業計画の変更）第1項

第11条の2（船舶運航計画の変更）第2項に係る

法第4条第6号の基準

審査基準 別添のとおり

- ※1. 指定区間 区間について「（生活地）港と（目的地）港の間」で表記。  
一の指定区間に複数の二地点間がある場合は、その全ての二地点間を運航しなければならない、各二地点間のサービス基準を満たす必要がある。
2. 運航日程 日、週、月など二地点間における運航の態様を設定。  
2日で1往復の場合は2日と表記。
3. 運航回数 運航日程における運航回数。
4. 始発着／終発 始発着は、生活地を始発した便が目的地に到着する時刻を表わし、「遅くとも △△：△△時までには目的地」との意。  
終発は、目的地を終発する時刻を表し、「早くとも ○○：○後に目的地港を出港すること」の意。
5. 輸送能力 旅客数は、1回の運航に必要な最低限の輸送力を表しこの輸送力以上の旅客定員を有することが必要。  
乗用車数は、1回の運航に必要な輸送力を表し、この輸送力以上の乗用車航送能力を有することが必要。（乗用車（換算率 10.4 m<sup>2</sup>）×2台＝8 tトラック×1台とした。）  
貨物輸送能力はm<sup>3</sup>で設定。この輸送力以上の貨物積載スペースが必要。
6. その他 下欄にその他の条件を附記している。

【 新規設定 】

(熊本県・鹿児島県)

| 整理番号 | 指 定 区 間 名 |              | サ ー ビ ス 基 準 |              |                   |                  |            |            |
|------|-----------|--------------|-------------|--------------|-------------------|------------------|------------|------------|
|      | 指定区間名     | 二地点間         | 運航日程        | 運航時刻         |                   | 各運航ごとの<br>最低輸送能力 |            |            |
|      |           |              |             | 運航回数<br>往復／日 | 始発着<br>終 発        | 旅客(人)            | 乗用車<br>(台) | 貨物<br>(m3) |
| 280  | 牛 深 蔵 之 元 | 牛深港と蔵之元漁港との間 | 毎日          | 7            | 7:30以前<br>18:00以後 | 60               | 11         | －          |

使用船の定期的整備・検査に要する期間はこの限りでない。